

## Cloud 型 ActiBook 使用許諾約款

お客様が第 1 条第 1 項で定める Cloud 型 ActiBook のうち、いずれかの使用を希望する場合は、この「Cloud 型 ActiBook 使用許諾約款」（以下、「本許諾約款」といいます。）をよくお読みください。お客様が、「同意します」ボタンをクリックして、本ソフトウェアにログインした場合は、本許諾約款の各条項に拘束されます。本許諾約款の各条項に同意しない場合は、本ソフトウェアを使用しないで「同意しません」ボタンをクリックしてください。

### 第 1 条（使用許諾）

1. 本許諾約款は以下の Cloud 型 ActiBook（以下、「本ソフトウェア」といいます。）に共通して適用されます。お客様は使用を希望する本ソフトウェアごとに使用許諾の申込を行うものとします。
  - (1) ActiBook SaaS
  - (2) ActiBook CloudSuite (CS(Full))
  - (3) ActiBook CloudSuite (CS ライト)
2. スターティアラボ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社に使用許諾申込書を提出し、かつ、本許諾約款に同意したお客様に対して、本ソフトウェアの非独占的で譲渡不能な使用権を許諾します。
3. お客様は、本ソフトウェアを使用するために必要な通信回線、端末を自己の責任と費用負担にて準備するものとします。
4. お客様は、本契約の契約期間中、本ソフトウェアと機能連携するソフトウェア（以下、「関連ソフトウェア」といいます。）を、お申込内容に応じて次の各号のとおり使用することができます。関連ソフトウェアの使用許諾条件は本ソフトウェアの使用許諾条件を準用するものとします。
  - (1) ActiBook SaaS
    - ① コンテンツ登録システム
  - (2) ActiBook CloudSuite (CS(Full))
    - ① コンテンツ登録システム
    - ② ActiBook Manager2
    - ③ ActiBook Analytics
  - (3) ActiBook CloudSuite (CS ライト)
    - ① コンテンツ登録システム
    - ② ActiBook Analytics
5. お客様は、当社より正規に交付されたユーザ ID 及びパスワードを使用して当社の指定する動作環境下で当社の指定する URL からログインする方法によってのみ本ソフトウェアを使用することができます。

6. 前項にかかわらず、お客様は、第 3 項に基づき ActiBook Analytics を当社の指定する動作環境下でお客様の管理するコンピュータ端末にインストールして使用することができます。なお、お客様が ActiBook Analytics をインストールできるコンピュータ端末数に制限はありません。
7. お客様は本ソフトウェア及び関連ソフトウェアについて第 11 条（厳格な禁止行為）で定める行為を行うことはできません。
8. 本ソフトウェアは、事業者であるお客様が事業として又は事業のために利用するシステム及びソフトウェアであるため、クーリングオフの適用対象外となります。

## 第 2 条（知的財産権）

1. 本ソフトウェアは、日本国及び関連諸国の著作権法及び著作権に関する条約、並びにその他の知的財産権に関する法律及び条約によって保護されています。
2. 本ソフトウェアの著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条による権利を含む。）その他知的財産権等は、当社に帰属します。お客様は本契約に基づき本ソフトウェアの非独占的で譲渡不能な使用权の許諾を得るのみで、本ソフトウェアに関して、著作権、所有権、その他の一切の権利を取得するものではありません。
3. お客様が本ソフトウェアの機能を使用して、テキストデータ、イラスト、写真、音楽、映像などの素材又はそれらの結合物（以下、「本件コンテンツ素材」という。）を用いて電子ブックのコンテンツ（以下、「本件コンテンツ」といいます。）を創作した場合、本件コンテンツの著作権は、お客様に帰属します。
4. 前項にかかわらず、ActiBookSaaS のお客様は、当社からの事前の書面による承諾なく、本件コンテンツを第三者に販売等をしてはならないものとします。
5. お客様は本件コンテンツの創作にあたり、本件コンテンツ素材の著作権者の許諾を得るものとします。

## 第 3 条（ログイン ID 等の管理）

1. 当社は、お客様に対し、本ソフトウェアを使用するためのユーザ ID 及びパスワード（以下「ログイン ID 等」といいます。）を 1 ライセンスにつき 1 組発行します。お客様は、ログイン ID 等を、下記の条件にしたがって管理、使用するものとします。
2. お客様は、ログイン ID 等をお客様の責任において管理するものとし、第三者に開示、譲渡、貸与又はこれに類する行為をしないものとします。万が一、第三者がお客様のログイン ID 等を不正に使用したことにより、お客様に損害が発生した場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第 4 条（保証）

1. 当社は、当社が著作権に基づきお客様に対して本ソフトウェアの使用を許諾する正当

な権利を有することを保証します。

2. お客様が本契約の有効期間中に本ソフトウェアにバグその他瑕疵を発見し、当社に当該瑕疵の内容を含めて通知した場合は、当社は無償で本ソフトウェアのサポートを行い、瑕疵を修補するものとします。なお、お客様が当社の販売店を通じて本ソフトウェアの使用許諾を受けている場合のサポート窓口は販売店とし、お客様は、販売店に対して瑕疵の通知を行うものとします。
3. 当社は、前項のサポートによって、本ソフトウェアの全ての瑕疵を完全に除去することを保証するものではありません。
4. 当社は、本条に定めるもの以外に一切の瑕疵担保責任を負いません。

#### 第5条（免責）

1. 当社は、本ソフトウェアについては、明示黙示を問わず、商品性、お客様の特定の使用目的への適合性と合致することまでを保証するものではありません。
2. 当社は、本ソフトウェアの機能がお客様の要求と合致すること、あるいは本ソフトウェアの作動に中断やエラーのないことを保証するものではありません。
3. 当社は、前条の保証によるものを除き本ソフトウェアの使用に付随又は関連して生ずる逸失利益もしくは間接的又は特別な事情による損失、損害（損害発生につき当社が予見し、又は予見し得た場合を含みます。）について、如何なる場合においても一切責任を負わず、また本ソフトウェアの使用に起因又は関連してお客様と第三者の間に生じた如何なる紛争についても、一切責任を負いません。万一、お客様又は第三者より当該損失、損害、紛争の発生する可能性を告知されていた場合であっても、当社は何等の責任も負いません。

#### 第6条（責任の上限）

当社は、発生原因の如何にかかわらず、当社の故意又は過失により本契約に関連してお客様に直接、かつ現実に発生した通常の損害に限り、本契約による初期費用又はライセンス料を上限として賠償責任を負うものとします。

#### 第7条（第三者ソフトウェア）

第三者ソフトウェアの瑕疵等によりお客様が損害を被った場合は、お客様は当該第三者との間で問題を解決するものとします。この場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第8条（メンテナンス等による中断）

当社はハードウェア又は本ソフトウェアのメンテナンス・保守のため、サービスを一時中断する場合があります。

#### 第9条（本契約の解除・期限の利益の喪失）

1. 当社又はお客様は相手方に次の各号の一に該当する事由が生じた場合には何等の催告なしにただちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
  - (1) 重大な過失又は背信行為があったとき。
  - (2) 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき。
  - (3) 支払いの停止があったとき。
  - (4) 当社（販売店を通じた契約の場合は、販売店）への支払いを2ヶ月以上遅延したとき。
  - (5) 仮差押、差押、仮処分又は競売の申立があったとき。
  - (6) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき。
  - (7) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - (8) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - (9) 解散又は営業の全部もしくは一部を第三者に譲渡又は分割したとき。
  - (10) 第11条（厳格な禁止行為）に違反したとき。
  - (11) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。
2. 当社は、相当の期間を定めてなした催告後も、お客様の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
3. お客様は、前各項により当社より本契約の全部又は一部が解除された場合は、当社に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を喪失し、ただちに弁済しなければならないものとします。
4. 前三項の場合、当社は、お客様より既に受け取った、本ソフトウェアの使用に係る費用のいずれについても返金を一切行わないものとします。
5. お客様が本契約の規定に違反したことにより、当社又は当社に権利を許諾している者に損害を与えた場合、お客様は損害賠償の責めを負うものとします。

#### 第10条（事故等の報告）

当社が本契約によるサービスの履行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、当該事故発生の帰責の如何に関わらず、当社は、ただちにその旨をお客様に報告するとともに、速やかに応急措置を加えたのち、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を提出するものとします。

#### 第11条（厳格な禁止行為）

1. お客様が、以下の各号に定める行為を行うこと、及び第三者にこれらの行為を行わせることは、厳格に禁止されています。

- (1) 本ソフトウェアの全部もしくは一部を複製すること。
  - (2) 本ソフトウェアの全部もしくは一部を譲渡、貸与又は第三者への担保に供すること。
  - (3) 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆アセンブルもしくは、逆コンパイルを行うこと。
  - (4) 本ソフトウェアの修正、改変、翻案もしくは翻訳を行うこと。
  - (5) 本ソフトウェアのユーザマニュアル・オンラインドキュメント等を複製すること。
  - (6) 本ソフトウェアの製品表示、商標、著作権表示もしくはその他の注意文言、又は財産権に基づく制限事項の削除ないし改変すること。
  - (7) 本ソフトウェアのソースコード、オブジェクトコード、モジュール、ルーチン、サブルーチン、システム設計書及びその他非公開の技術情報を開示又は漏洩すること。
  - (8) 本ソフトウェアの構成部分を分離して使用すること。
  - (9) 事前の当社の書面による承諾なしに第三者に対して本ソフトウェアの使用権の再許諾をすること。
  - (10) 本ソフトウェアの模倣品又は類似品を作成、保有、販売又は貸与等をする事。
2. お客様が、以下の各号に該当する本件コンテンツをアップロードすることは厳格に禁止されています。なお、万が一、お客様の違反により、対象システムの電子ブックビューアアプリがアップル社又はグーグル社等の審査にて不採用となった場合、お客様はこのことにより、当社の被った損害を賠償するものとします。
- (1) アダルト系や猟奇もの、又は公序良俗に反するもの、もしくは反するおそれのあるもの。
  - (2) 犯罪行為又は自殺等を誘引するもの。
  - (3) 他人の著作権その他知的財産権を侵害する、又はするおそれのあるもの。
  - (4) 他人の財産、プライバシー等を侵害する、又はするおそれのあるもの。
  - (5) 他人の名誉を毀損し、あるいは誹謗中傷する、又はするおそれのあるもの。
  - (6) 法令に違反する、又はするおそれのあるもの。
  - (7) 当社及び当社のグループ会社の運営を妨げ、もしくは信頼を毀損する、又は、そのおそれのあるもの。
  - (8) アップル社又はグーグル社の規約で禁止されているもの。
  - (9) 第2条（知的財産権）第4項に違反するコンテンツ
  - (10) その他当社が不適切と判断したもの
3. お客様が第1項各号に違反した場合、当社は、著作権法第114条に基づき損害額を算出し、お客様に請求することができます。

## 第12条（コンテンツの削除又は公開停止）

1. お客様は、スマートデバイス向けアプリ用の本件コンテンツをアップロードするにあたり、本件コンテンツをコンテンツ登録システムに登録することに同意します。当社はコンテンツ登録システムに登録された本件コンテンツが第 11 条（厳格な禁止行為）第 2 項の各号に該当するか否かを確認するために本件コンテンツを閲覧することができます。
2. 本件コンテンツが第 11 条（厳格な禁止行為）第 2 項の各号に該当することが判明した場合、当社はお客様に通知することなく本件コンテンツを削除又は公開停止ならびに本ソフトウェア及び関連ソフトウェアの使用許諾の一時停止をすることができるものとしします。
3. 前項に基づく措置により、お客様が損害を被った場合でも当社はその原因の如何を問わず何等の責任も負わないものとしします。また、お客様は本ソフトウェアの使用許諾の一時停止期間中も、本契約に基づき発生する費用の全部又は一部の免除を受けることはできないものとしします。
4. 当社は本契約の終了時に、本件コンテンツを削除することができます。お客様がこのことにより損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。

#### 第 13 条（権利義務の譲渡禁止）

お客様は、当社の事前の書面による同意なくして、本契約の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせ、又は担保に供することはできません。

#### 第 14 条（バックアップ）

お客様は自己の責任において本件コンテンツのバックアップを行うものとしします。当社は本件コンテンツのデータの消失・毀損について一切責任を負わないものとしします。

#### 第 15 条（反社会的勢力の排除）

お客様及び当社は、相手方が暴力団等の反社会的勢力に該当し、又は相手方から法的責任を超えた不当な要求をされた場合、何らの催告も要せず本契約を直ちに解除することができるものとしします。

#### 第 16 条（秘密保持）

1. 当社及びお客様は、本契約の履行にあたり知り得た相手方の経営上、営業上、技術上の情報もしくは顧客に関する情報の秘密をスターティア株式会社並びに自らの役員及び従業員以外の第三者に漏洩し、又は本契約の目的以外に使用しないものとしします。但し、次の各号に定めるものについてはこの限りではありません。
  - (1) 守秘義務を負うことなく既に入手していた情報

- (2) 守秘義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から正当に入手した情報
  - (3) 既に公知となっている情報
  - (4) 独自に開発した情報
  - (5) 法令の定めに基づき、又は権限のある官公署から開示を要求された情報
2. 当社及びお客様は、本契約によるサービスの履行に従事するすべての従業員に前項の義務を遵守させるものとします。
  3. 当社は、お客様が本ソフトウェア及びそのストレージに保存した情報を、お客様の公開指定した範囲外の第三者に漏洩・開示しないものとします。
  4. お客様は本契約に関連して当社より開示された情報に基づき、特許又は実用新案等の出願等を行うことはできないものとします。

#### 第 17 条（約款の変更）

当社は、本契約の約款を変更する場合、お客様の同意を求めため本ソフトウェアのログイン画面に変更後の約款を表示するものとします。本契約を締結済のお客様が約款変更後も本ソフトウェアの利用を継続する場合は、ログイン画面の「同意する」ボタンをクリックして変更に同意しなければなりません。

#### 第 18 条（解約・サービスの廃止）

1. お客様からの要望による本契約の解約日は月末とします。お客様が当月の 15 日までに当社（販売店を通じた契約の場合は、販売店）に対して解約申込書を提出した場合は、翌月の末日を解約日とし、16 日以降の提出の場合は、翌々月の末日を解約日とします。
2. 当社は 3 ヶ月以上前にお客様に通知することにより本契約を解約することができるものとします。
3. 当社が本ソフトウェアに関連するサービスの提供の全部又は一部を廃止しようとするときは、3 ヶ月以上前にお客様に通知するものとします。

#### 第 19 条（不可抗力）

本契約に基づく義務の不履行又は履行遅滞が、当社の制御可能下になく、当社の合理的な注意によって回避できない何らかの性質の事情（以下「不可抗力」といいます。）による場合、当社は、当該不履行又は遅滞の責任を負わないものとし、当該不履行又は遅滞は本契約の違反とは看做されないものとします。

なお、当該不可抗力には、以下に限定されるものではありませんが、天災地変、政府又は政府機関の行為、法律・規則・命令の順守、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争（宣戦布告の有無を問いません）戦争状態、敵対行為、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、運送機関の遅延、エネルギー供給又は統制を含むものとします。

#### 第 20 条（残存条項）

本許諾約款の第 5 条（免責）、第 6 条（責任の上限）、第 7 条（第三者ソフトウェア）、第 11 条（厳格な禁止行為）、第 12 条（コンテンツの削除又は公開停止）、第 13 条（権利義務の譲渡禁止）、第 16 条（秘密保持）、第 19 条（不可抗力）、第 20 条（残存条項）、第 21 条（管轄裁判所）第 22 条（準拠法）及び第 24 条（解釈）は本契約終了後も有効に存続するものとします。

#### 第 21 条（管轄裁判所）

1. 本契約に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた場合、お互いに信義誠実の原則に則り、話し合いによって解決するものとします。
2. お客様及び当社は、本契約に関連して生じた一切の紛争について、その訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 22 条（準拠法）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約は日本法によって解釈されるものとします。

#### 第 23 条（その他）

1. いずれかの当事者が本契約の条項のいずれか、又はこれに関する権利のいずれかの実行を行わず、又は本契約上の選択権の行使を行わない場合であっても、かかる条項・権利・選択権を放棄したものとみなされることはなく、また、いかなる意味でも、本契約の有効性に影響を与えないものとします。また、いずれかの当事者がかかる条項、権利、又は選択権の行使を怠った場合であっても、後に同一又は他の条項、権利又は本契約上の選択権を実施し又は行使することを妨げないものとします。
2. 本契約の条項のいずれかが、管轄権を有する裁判所によって違法又は無効と判断された場合であっても、本契約の残りの条項はなお有効であるものとします。
3. 本契約は、本ソフトウェアの使用する権利の許諾に関して、当事者間の完全かつ唯一の合意を構成しており、当事者間に存している従前の書面・口頭による一切の合意は効力を失うものとします。
4. 本契約の最終的な言語は日本語とします。日本語版と他の言語版の間で相違がある場合、日本語版があらゆる点で優先して適用されるものとします。

#### 第 24 条（解釈）

特に別途の定めがない限り、本契約においては次の通り解釈されます。

- i.) 単数は複数を含み、複数は単数を含みます。
- ii.) 本契約、他の契約あるいは書面の当事者は、その当事者の承継人及び許された代



理人及び譲受人を含みます。

- iii.) 書面とはファックス、E-mail 及び確実かつ永久的に読むことができる複製可能な方法手段を含みます。

**【附則】**

本許諾約款は、2013年11月1日より施行します。

2014年4月1日改訂

2014年4月25日改訂

スターティアラボ株式会社